

平成 24 年度三重県流入車対策検討補足調査の概要

1 目的

新たな三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画を策定するため、昨年度「次期三重県総量削減計画策定委託業務」（平成 24 年 3 月）（以下、「H23 年度調査」）の中で、計画の目標を達成するための一つの方途として流入車対策を示し、その具体的な内容を検討するため、今年度 2 回開催した三重県流入車対策検討会議における議論※を踏まえ、国道 23 号を流入抑制道路とする場合等に想定される迂回道路の環境濃度等について予測するための補足調査を行う。

※ H23 年度調査では、平成 32 年度に対策地域全域で環境基準達成するには流入車対策を行うことが必要と示されたが、平成 23 年度の「納屋局」の環境基準達成等を勘案し、三重県流入車抑制対策案として、対象地域を「国道 23 号のみ」、対象規制車を「非適合車」とし、中間年度の平成 27 年度で対策効果を検証してはどうかとの意見であった。

2 調査の概要

- (1) ケース 1：流入車抑制対策の対象地域を自動車 NO_x・PM 法対策地域内の環境基準超過が予測される国道 23 号(※1)のみとした場合、国道 23 号を走行する対象車が、国道 1 号(※2)又は国道 164 号&県道 6 号(※3)に迂回した時における国道 1 号、国道 164 号&県道 6 号の測定局等における中間年度（平成 27 年度）及び最終年度（平成 32 年度）の濃度予測(※4)を実施する。
- (2) ケース 2：流入車抑制対策の対象地域を国道 23 号、国道 1 号、国道 164 号&県道 6 号とした場合、これらの道路を走行する対象車が、高速道路(※5)に迂回した時の高速道路の「東名阪測定局」における中間年度及び最終年度の濃度予測を実施する。
- (3) ケース 3：流入車抑制対策の対象地域を自動車 NO_x・PM 法対策地域全体（高速道路を除く）とした場合、対策地域を通過する対象車が、高速道路に迂回した時の「東名阪測定局」における中間年度及び最終年度の濃度予測を実施する。

(定義)

※ 1 国道 23 号：桑名市小貝須（国道 258 号交差点）～四日市市塩浜（国道 25 号交差点）

※ 2 国道 1 号：桑名市安永（国道 258 号交差点）～四日市市大治田（国道 25 号交差点）

※ 3 国道 164 号・県道 6 号：四日市市中納屋町（国道 23 号交差点）～四日市市塩浜本町

※ 4 ・国道 1 号沿道の濃度予測地点：「北消防署測定局」+ 5 交差点

5 交差点の選定方法；対象となる国道 1 号の中に H17 年度センサス区間が 4 区間あり、各区間における自動車からの排出強度が最大の交差点を 1 地点とする。なお、4 区間の中で自動車からの排出強度が最大の区間においては、排出量が最大及び 2 番目に大きい交差点の 2 地点を選定。

・国道 164 号沿道の濃度予測地点：1 交差点

1 交差点選定方法；対象となる国道 164 号に H22 年度センサス区間が 1 区間あり、同区間における自動車からの排出量が最大の交差点 1 地点を選定。

・県道 6 号沿道の濃度予測地点：1 交差点

1 交差点選定方法；対象となる県道 6 号に H22 年度センサス区間は 1 区間あり、同区間における自動車からの排出量が最大の交差点 1 地点を選定。

※ 5 高速道路：東名阪自動車道（鈴鹿 I C～長島 I C）・伊勢湾岸自動車道（四日市 J C T～湾岸長島 I C）

(1) ケース1：流入車抑制対象地域【国道23号】

(前提条件)

ア 流入抑制対象：発着車（対策地域内に目的をもって走行する車両）

イ 対象車両規制区分：車種規制非適合車

ウ 対象車種：3車種

【普通貨物車（車両総重量8トン以上）、特種車（ 〃 ）、バス（定員30人以上）】

表1 国道23号を流入車抑制対象地域とした場合の前提条件一覧

年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	濃度予測地点 (NO ₂ 98%値)							
					国道1号					国道164号	県道6号	
平成27年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号 国道164号・県道6号	北消防署 測定局	朝日町 役場口	八田三	中部	日永 五南	追分	尾上町	宮東町 三丁目
平成32年度	発着車	非適合車	3車種	国道1号 国道164号・県道6号								



図1-1 国道23号を流入車抑制対象地域とした場合の代替路線図と濃度予測地点

(2) ケース2：流入車抑制対象地域【国道23号、国道1号、国道164号&県道6号】

(前提条件)

- ア 流入抑制対象：発着車
- イ 対象車両規制区分：車種規制非適合車
- ウ 対象車種：5車種
【普通・小型貨物車、特種車、バス、貨客車】

表2 国道23号、国道1号、国道164号&県道6号を
流入車抑制対象地域とした場合の前提条件一覧

年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	濃度予測地点 (NO ₂ 98%値)
平成27年度	発着車	非適合車	5車種	高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	東名阪 測定局
平成32年度	発着車	非適合車	5車種	高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	



図2 国道23号、国道1号、国道164号&県道6号を
流入車抑制対象地域とした場合の代替路線図と濃度予測地点

(3) ケース3：流入車抑制対象地域【NOx・PM法対策地域全体（高速道路を除く）】

(前提条件)

ア 流入抑制対象：発着車、通過車（対策地域内を通過する車両）

イ 対象車両規制区分：車種規制非適合車

ウ 対象車種：5車種

【普通・小型貨物車、特種車、バス、貨客車】

表3 NOx・PM法対策地域全体（高速道路を除く）を
流入車抑制対象地域とした場合の前提条件一覧

年度	流入抑制対象	対象車両規制区分	対象車種	代替路線	濃度予測地点 (NO ₂ 98%値)
平成27年度	発着車※ 通過車	非適合車	5車種	【通過車のみ】 高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	東名阪 測定局
平成32年度	発着車※ 通過車	非適合車	5車種	【通過車のみ】 高速道路 (東名阪自動車道, 伊勢湾岸自動車道)	

※対象車両（発着車）は新長期規制適合車に転換する。

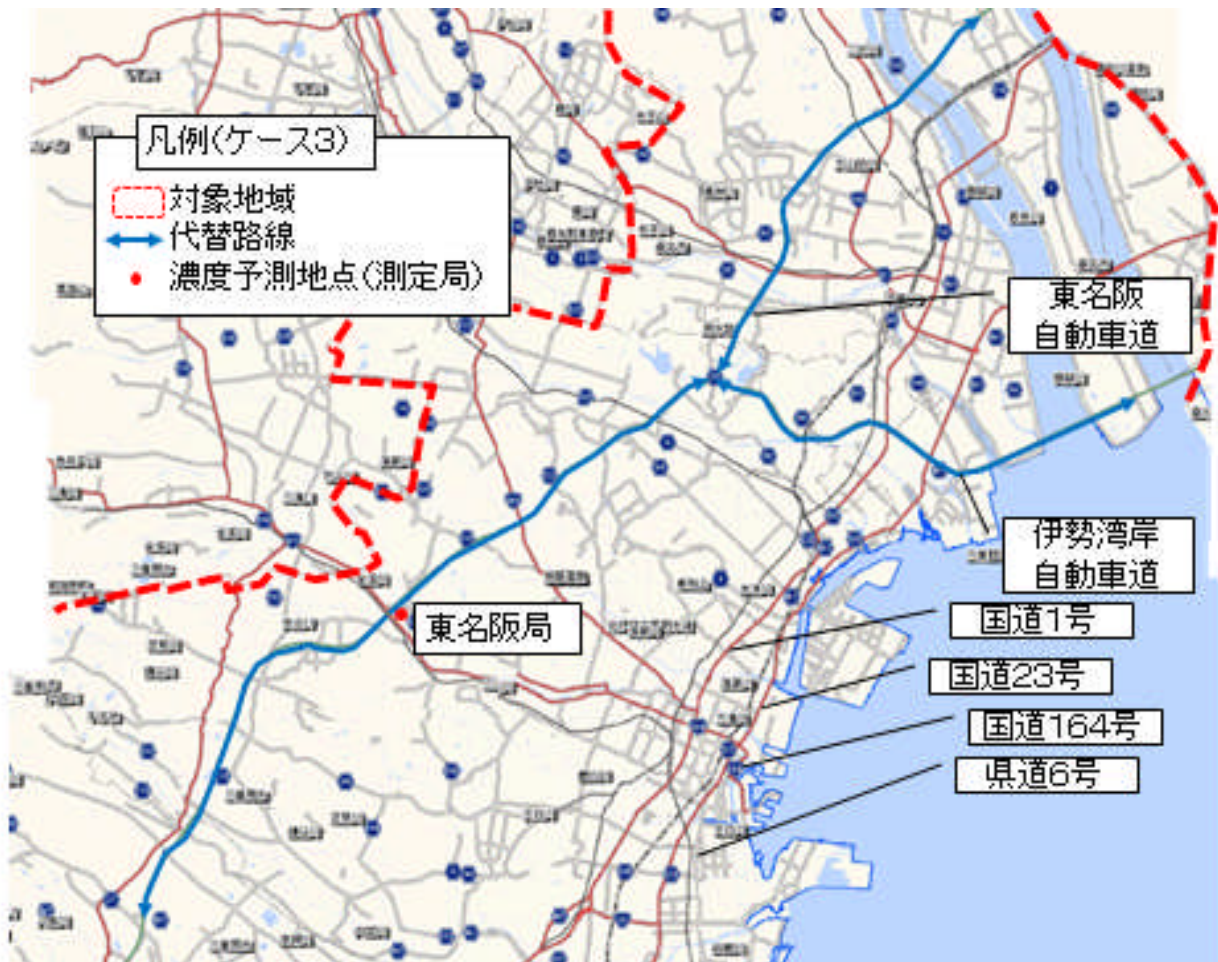


図3 NOx・PM法対策地域全体（高速道路を除く）を
流入車抑制対象地域とした場合の代替路線図と濃度予測地点